

令和3年11月吉日

荒尾市内飲食店 各位

荒尾商工会議所  
会頭 高木 洋一  
(公印省略)

AraoPAY「あらお DE ご飯」推進キャンペーン事業の実施  
及び加盟店募集について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より商工会議所の運営につきましてご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当所では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた市内飲食店の早期回復を図るべく、AraoPAYを活用した電子商品券『あらお DE ご飯』を令和4年1月1日より販売する運びとなりました。(利用期間は令和4年3月21日まで)

既に令和3年度荒尾市プレミアム付商品券事業でAraoPAYにご加盟されている飲食店のなかで、参加を希望される店舗は、別紙「AraoPAY「あらお DE ご飯」推進キャンペーン事業加盟店登録申請書兼誓約書」にご記入の上、お申込みください。

※口座入金日は、別紙入金スケジュールをご確認ください。

また、現在ご利用のQRコードは引き続きご利用することができますので、破棄しないようお願い申し上げます。

AraoPAYに新規で加盟したい市内飲食店につきましては、別途ご説明が必要となりますので、ご来所いただき、当所にて申請していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※今回は「紙の商品券」は発行いたしません。AraoPAYによる電子商品券のみです。

また、事業概要につきましては別紙「事業概要」をご覧ください、事業の内容をご理解いただいた上でご登録ください。

敬白

記

募集期間：令和3年11月12日(金)より随時受付

登録資格：荒尾商工会議所会員または荒尾飲食店組合会員

※申込方法については「AraoPAY「あらお DE ご飯」推進キャンペーン事業加盟店登録申請書兼誓約書」をご覧ください。

事務局 荒尾商工会議所内 TEL：0968-62-1211

## AraoPAY「あらお DE ご飯」推進キャンペーン事業概要

項目	内容
電子商品券名	「あらお DE ご飯」PAY
使用できる店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒尾商工会議所会員または荒尾飲食店組合会員に属する荒尾市内の飲食店。</li> <li>・ 日本標準産業分類 大分類M、中分類76の「飲食店」に該当する事業所であること。 (食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店)</li> <li>※持ち帰り・配達飲食サービス業は使用対象外となります。</li> <li>・ AraoPAY「あらお DE ご飯」推進キャンペーン事業に登録した加盟店であること。</li> </ul>
使用期間	令和4年1月1日(土)～令和4年3月21日(月)
プレミアム率	40%
発行総額	2,800万円 (40%プレミアム含)
販売額(1口)	1口：5,000円 (チャージ時2,000円分付与)
購入上限	1次販売：1人3口まで
加盟店登録方法	<p>随時募集。</p> <p>既にAraoPAYを導入している飲食店は、QRコードは同一のものを使用可能。</p> <p>導入店舗は、商工会議所から送付するAraoPAY「あらお DE ご飯」推進キャンペーン事業加盟店登録申請書兼誓約書を商工会議所へ届け出。</p> <p>新規登録の場合、商工会議所窓口にて申請。</p>
加盟店登録料	登録料無料
利用者購入方法	<p>AraoPAYアプリをダウンロードして申込</p> <p>申込期間：令和3年12月1日(水)から令和3年12月17日(金)まで</p> <p>抽選発表：令和3年12月31日(金)</p>
購入期間	令和4年1月1日(土)から令和4年1月14日(金)まで
利用方法	<p>スマートフォンでQRコードを読み取り金額を入力し、加盟店と照合した後、支払う。</p> <p>1円単位で利用可能。残額不足時は差額を他の決済方法で支払い。</p>
利用対象	飲食物に関する商品のみ利用可能
利用対象外	<p>(1) やむを得ない理由により加盟店が取扱いを不可としたもの</p> <p>(2) その他商工会議所が不適當と認めるもの</p>
決済手数料	<b>0%</b>
入金日	別途「入金スケジュール」に定める。
口座への振込手数料(加盟店負担)	<p>肥後銀行荒尾支店・荒尾中央支店宛 → 無料</p> <p>肥後銀行他店・鹿児島銀行宛 → 3万円未満 110円、3万円以上 330円</p> <p>上記以外の金融機関宛 → 3万円未満 385円、3万円以上 550円</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポスターは後日郵送します。</li> <li>・ 複数店舗で登録希望の場合、店舗毎に登録が必要。</li> <li>・ 振込手数料は金融機関によって変更される場合があります。</li> </ul>

**「あらお DE ご飯」推進キャンペーン事業 入金スケジュール** (振込人名義「AraoPAY 荒尾商工会議所」)

2021年12月			2022年1月			2022年2月			2022年3月		
1	水	購入申込開始	1	土	「あらお DE ご飯」券購入開始	1	火		1	火	
2	木		2	日		2	水		2	水	
3	金		3	月	当所休館日	3	木		3	木	
4	土		4	火		4	金		4	金	
5	日		5	水		5	土		5	土	
6	月		6	木		6	日		6	日	
7	火		7	金		7	月		7	月	
8	水		8	土		8	火	入金日	8	火	入金日
9	木		9	日		9	水		9	水	
10	金		10	月		10	木		10	木	
11	土		11	火		11	金	建国記念の日	11	金	
12	日		12	水		12	土		12	土	
13	月		13	木		13	日		13	日	
14	火		14	金		14	月		14	月	入金指示締切(支払日:3/18)
15	水		15	土	入金指示締切(支払日:1/25)	15	火	入金指示締切(支払日:2/25)	15	火	
16	木		16	日		16	水		16	水	
17	金	購入申込締切	17	月		17	木		17	木	
18	土		18	火		18	金		18	金	入金日
19	日		19	水		19	土		19	土	
20	月		20	木		20	日		20	日	
21	火		21	金		21	月		21	月	入金指示締切(支払日:3/25) 利用終了日
22	水		22	土		22	火		22	火	
23	木		23	日		23	水	天皇誕生日	23	水	
24	金		24	月		24	木		24	木	
25	土		25	火	入金日	25	金	入金日	25	金	入金日
26	日		26	水		26	土		26	土	
27	月		27	木		27	日		27	日	
28	火		28	金		28	月	入金指示締切(支払日:3/8)	28	月	
29	水	当所休館日	29	土					29	火	
30	木	当所休館日	30	日					30	水	
31	金	当選通知、当所休館日	31	月	入金指示締切(支払日:2/8)				31	木	

換金手数料：0%

振込手数料：肥後銀行荒尾支店・荒尾中央支店宛 → 無料、肥後銀行他店・鹿児島銀行宛 → 3万円未満 110円、3万円以上 330円

上記以外の金融機関宛 → 3万円未満 385円、3万円以上 550円

支払日：入金日は上記の通りです。入金締切日24時までに1万円以上売上があれば、翌入金日に口座へお振込みします。

利用終了後の3月25日にお預かりしている売上が全てお振込みします。※振込できない少額の場合、現金手渡し。

1. 初期設定は自動振込となっており、入金指示締切の24時までに1万円以上の売上がある場合、翌入金日に振込されます。
2. インターネット環境(タブレット・PC)がある加盟店は、管理画面で入金指示を任意に設定することも可能です。
3. 任意での入金指示の場合、1,000円以上の売上があれば入金指示が可能となり、入金指示締切後、翌入金日に振込されます。  
※令和3年荒尾市プレミアム付電子商品券事業に加盟した店舗の場合、自動振込・任意振込の設定は本事業でも引き継ぎます。

# 「あらお DE ご飯」推進キャンペーン事業 約款

## 第1章 総 則

### (趣旨)

- 第 1 条 商工会議所（以下「会議所」という）は、新型コロナウイルス感染症の影響によって疲弊した本市飲食店の回復を図り、地域における消費の喚起・下支えをするため、「あらお DE ご飯」推進キャンペーン事業を実施し、キャッシュレスアプリ「AraoPAY」にて「あらお DE ご飯」PAY を発行し、本市飲食店で利用できるものとする。
- 2 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

### (発行団体)

- 第 2 条 「あらお DE ご飯」PAY の発行団体は、会議所とする。

### (事業期間)

- 第 3 条 本事業の事業期間は、令和3年11月12日から令和4年3月28日までとする。

### (発行総額等)

- 第 4 条 「あらお DE ご飯」PAY の発行総額は、2,800万円とする。
- 2 発行総額のうち、販売総額は2,000万円とし、その40%にあたる800万円を上乗せ方式のプレミアム分とする。

### (「あらお DE ご飯」PAY の内容)

- 第 5 条 「あらお DE ご飯」PAY の販売単位は1口とし、販売額は5,000円とする。
- 2 第13条による「あらお DE ご飯」PAYを利用できる店舗(以下「加盟店」という。)で利用できるものとする。

### (利用規約)

- 第 6 条 「あらお DE ご飯」PAY に利用規約を設け、アプリ登録時に規約に同意することでアプリを利用することができる。

## 第2章 「あらお DE ご飯」PAY の販売

### (購入対象者)

- 第 7 条 「あらお DE ご飯」PAY は、市内・市外在住者を問わず購入申込できるものとし、未成年者の場合は保護者の許可を得ることで、購入申込できるものとする。

### (購入者の決定)

- 第 8 条 購入者の決定にあたっては、専用のアプリ「AraoPAY」のダウンロード行い、アプリから購入申込みを行うものとする。
- 2 購入希望者による申込は1人につき1件のみとする。

- 3 会議所が必要と判断した場合は、購入申込者に対し、資格の確認に必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 購入申込口数が発行口数を上回る場合は、会議所による抽選にて当落を決定し、当落結果については、アプリへの通知をもって行うこととする。
- 5 当選者が購入期日までに購入しない場合、購入口数が発行口数の上限に達しない場合は、会議所は荒尾市と2次販売について協議を行い、2次販売を行う場合は、アプリへの通知をもって行うものとする。
- 6 当選者は購入時に当選口数の変更はできないものとする。

#### (購入限度)

第9条 「あらお DE ご飯」PAYは、一次販売は1人につき3口を限度に購入することができる。ただし、2次販売を行う場合は、この限りではない。

#### (購入期間)

第10条 「あらお DE ご飯」PAYの購入申込は令和3年12月1日から開始し、令和3年12月31日に当選通知を発信し、当選者のみ購入できるものとする。購入方法や場所については、当選者への通知に記載する。ただし、2次販売を行う場合は、この限りではない。

### 第3章 「あらお DE ご飯」PAYの利用

#### (利用できる者)

第11条 「あらお DE ご飯」PAYは、購入者本人(以下「利用者」という)に限り利用することができる。

#### (利用期間)

第12条 「あらお DE ご飯」PAYの利用期間は、令和4年1月1日から令和4年3月21日までの間とし、利用期間を経過した場合は失効する。

#### (加盟店)

第13条 加盟店は、第21条による登録手続きをした店舗とする。

#### (対象商品等)

第14条 「あらお DE ご飯」PAYは、加盟店が取扱う飲食物の提供のみについて、利用できるものとする。次に該当するものは対象外とする。

- (1) 飲食物以外の提供に関するもの。
- (2) 換金性の高いもの。(ビール券や商品券など)
- (3) 仕入等の決済目的
- (4) やむを得ない理由により加盟店が取扱いを不可としたもの。
- (5) 上記以外で、事業の主旨に基づき会議所が不相当と認めるもの。

(釣り銭)

第15条 「あらお DE ご飯」PAYは1円単位で支払うことができるので、釣り銭は発生しないものとする。「あらお DE ご飯」PAYによる支払いで不足が生じた場合は、現金やキャッシュレス決済など他の決済手段で不足分を支払うものとする。

(利用者の責務)

第16条 「あらお DE ご飯」PAYの申込みに際し、「あらお DE ご飯」PAY発行者に対し虚偽又は事実と反する事項を届け出はならない。

- 2 利用者が「あらお DE ご飯」PAYで購入した商品等については、現金による返金はできないものとする。
- 3 「あらお DE ご飯」PAYやAraoPAYアプリの偽造、複製、改変することを禁ずる。
- 4 AraoPAYアプリがインストールされている端末の盗難、紛失、滅失は、利用者の責務とする。ただし、紛失、滅失が災害等の不可抗力による場合は、この限りではない。
- 5 利用者が端末にインストールしたAraoPAYアプリのアカウントの売買を禁ずる。
- 6 その他本約款に反することを禁ずる。

(不正利用の損害)

第17条 利用者は、本規約に違反したことにより商品券発行者又は加盟店に損害が生じたときは、当該損害額について一切の責任を負うものとする。

(個人情報等の取扱い)

第18条 「あらお DE ご飯」PAY発行者は、利用者の個人情報の利用・管理・共同利用等について、以下のとおり適切に取り扱うものとする。

(1)個人情報とは、「あらお DE ご飯」PAYの発行又は利用に際し商品券発行者が提供を受けた、氏名、電話番号、メールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）とする。

(2)利用者の個人情報は、以下の目的にのみ利用する。

- ・「あらお DE ご飯」PAYの運営及びサービス提供
- ・サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
- ・電子メール等の通知手段による情報発信
- ・利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
- ・個人を特定できない形の統計情報として利用
- ・その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

(3)「あらお DE ご飯」PAY発行者は、利用者から取得した個人情報を、下記②に定める目的で、下記③に掲げる者と共同して利用する。

①共同して利用される個人情報の項目

「あらお DE ご飯」PAY発行者が「あらお DE ご飯」PAYのサービスに関連して取得した利用者の個人情報。

## ②利用目的

利用者からの「あらお DE ご飯」PAY の発行・管理のためのシステムに関するお問い合わせ、ご相談、クレームへの対応、及び同システムの適切な運営管理・利用者による「あらお DE ご飯」PAY の発行・管理のためのシステムの利用の分析、新規サービスの開発、既存サービスの改善等。

## ③共同して利用する者の範囲

会議所、決済代行事業者、決済にかかわる金融機関

## 第4章 加盟店

### (加盟店の募集)

第19条 加盟店の募集方法は、会議所ホームページやSNSなどで広く行うものとする。

### (加盟店の登録資格)

第20条 荒尾商工会議所会員もしくは会員加入申請済の事業所または荒尾飲食店組合会員資格を有する荒尾市内の事業所とし、次の各号に掲げる商品を取り扱うものとする。

- (1) 日本標準産業分類の大分類M、中分類76の「飲食店」に該当する事業を主として営む事業所（食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店）  
テイクアウト専門店などは対象外とする。
- (2) その他会議所が適当と認めるもの。

2 加盟店は、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 管轄区域保健所の「飲食店営業許可」または「喫茶店営業許可」を取得していない事業所。
- (2) 深夜営業を行う事業所で「深夜酒類提供飲食店営業開始届」を提出せず、許可を取得していない事業所。
- (3) 荒尾市暴力団排除条例（平成29年9月29日条例第24号）第2条第1号に掲げる暴力団又は第2条第2号に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの。
- (4) その他会議所が不適当と認めるもの。

### (加盟店の登録手続き)

第21条 登録を希望する店舗(事業所)は、会議所が作成する「あらお DE ご飯」推進キャンペーン事業加盟店申請書兼誓約書」に必要事項を記入の上、提出するものとする。

- 2 会議所は、前項による申込があったときは、当該申請者が第20条に定める登録資格を有することを確認の上、加盟店として登録する。
- 3 審査通過後、加盟店へは必要書類を配布する。審査により不適格とされた事業所へは、その旨通知する。

(加盟店の登録料)

第22条 加盟店の登録料は、申込時点で会議所会員、会議所会員加入申請済の事業所および荒尾飲食店組合会員は無料とする。

## 第5章 入金

(入金に係る手数料等)

第23条 決済手数料は0%とする。

2 加盟店への入金は振込入金とし、入金に係る振込手数料は加盟店の負担によるものとする。

(入金期間)

第24条 「あらお DE ご飯」PAYの入金期間は、会議所が「入金スケジュール」を作成して加盟店に配布するものとし、入金期間を過ぎた場合は無効とする。

(入金方法)

第25条 入金方法は、インターネットで「あらお DE ご飯」PAYの加盟店管理画面へ接続し、加盟店が入金指示を行うものとする。

2 「あらお DE ご飯」PAYによる売上金額が1万円を超える場合、自動入金を行えるものとする。

3 加盟店への支払いにおける入金指示日及び支払日は会議所が作成した「入金スケジュール」の通り行うものとする。

4 加盟店への入金は、第21条第1項による申込時に指定された口座へ振り込むものとする。  
※振込手数料については、第23条第2項に規定。

(加盟店の責務)

第26条 加盟店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)利用者が利用期間中に「あらお DE ご飯」PAYを提示したときは、「あらお DE ご飯」PAYの対象となる商品販売の提供を行うこと。

(2)利用できない商品・サービスについては、誤解の無いよう明示すること。

偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに会議所に申し出ること。

(3)「あらお DE ご飯」PAYを現金や他のキャッシュレス残高への交換、譲渡、売買は行わないこと。

(4)自ら購入した「あらお DE ご飯」PAYを自らの加盟店で利用し、プレミアム分の利益を不正に取得しないこと。

(5)会議所が行う調査へ協力すること。

(6)利用者から受け取った「あらお DE ご飯」PAYの盗難、紛失、滅失は、加盟店の責務とする。

(7)本約款を遵守し、会議所からの指示に従うこと。



(加盟店の罰則等)

第27条 本約款に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、加盟店登録の取り消し及び損害金の申し受け、または犯罪行為に対する告発等を行うことがある。

(届出事項の変更)

第28条 加盟店は、登録事項に変更があったときは、速やかに会議所に届け出るものとする。

## 第6章 雑 則

(利用中止)

第29条 「あらお DE ご飯」PAY 発行者及び加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合、利用者に対し事前に通知することなく、「あらお DE ご飯」PAY の発行及び「あらお DE ご飯」券の使用取引の全部又は一部を停止又は中止することができるものとする。

この場合、利用者は、「あらお DE ご飯」PAY の全部又は一部を利用することができません。

(1) 「あらお DE ご飯」PAY 発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由によりシステムを利用することができない場合

(2) システムの保守・点検等によりシステムを停止する必要がある場合

(3) 利用者が本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合

(4) 利用者が「あらお DE ご飯」PAY を違法若しくは不正に入手、利用した場合、又はそのおそれがある場合

(5) 「あらお DE ご飯」PAY の利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合

2 「あらお DE ご飯」PAY 発行者及び加盟店は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

(返還請求等)

第30条 利用者が不正等を目的として、次のことを行った場合は、プレミアム相当額の返還請求をし、会議所で審議し決定した処置を取ることができる。

(1) 「あらお DE ご飯」PAY を他人に売却し、利益を得ること。

(2) 「あらお DE ご飯」PAY を担保に供し、利益を得ること。

(3) 加盟店自らの商品仕入等に利用すること。

(4) その他「あらお DE ご飯」PAY 発行事業の目的に反する行為に利用すること。

(会議所の責務)

第31条 会議所は、次に掲げる事項を処理する。

(1) AraoPAY アプリをインストールした端末の盗難又は紛失が発生したときは、速やかに盗難又は紛失した端末や「あらお DE ご飯」PAY に関する情報を把握するとともに、AraoPAY のプラットフォーム提供会社にその旨を連絡し、不正利用防止の措置をとることとする。

(2) 会議所の過失による「あらお DE ご飯」PAY の盗難、紛失、滅失は、会議所の責務とし、損害の補填をするものとする。

(3) 上記の各号のほか、本事業に必要な運営管理を行うこと。

(その他)

第32条 「あらお DE ご飯」PAY 発行事業に係る事務局を次のとおり置く。

発行事業団体 荒尾商工会議所

所在地 〒864-0054 荒尾市大正町一丁目4番5号

電話番号 0968-62-1211

2 本約款に定めるもののほか、本事業の実施に伴い必要な事項は、会議所が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 本約款は、令和3年11月12日から施行する。